

令和 2 年

第 1 回飯館村農業委員会定例総会  
会議録

(令和 2 年 1 月 2 0 日)

飯館村農業委員会



## 令和2年第1回飯館村農業委員会定例総会会議録

招集年月日	令和2年1月20日（月）					
招集場所	飯館村役場 第一会議室（2階）					
開閉会の日時（宣言）	開会 令和2年1月20日 午後1時30分		閉会 令和2年1月20日 午後2時40分			
応（不応）招委員及び 出・欠席等委員  出席委員 7名 欠席委員 0名  ○出席・△欠席 ×不応招 ▲公務欠席	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
	1	鳴原新一	○	2	渡邊里子	○
	3	原田直志	○	4	赤石澤忠則	○
	5	山田 豊	○	6	西尾ツネ	○
	7	菅野啓一	○			
会議録署名委員	1番 鳴原新一		3番 原田直志			
職務出席者	事務局長 山田敬行			事務局次長 小林浩二		
議事日程	別紙のとおり。					
会議に付した案件	別紙のとおり。					
会議の経過	別紙のとおり。					

令和2年第1回飯舘村農業委員会定例総会

飯舘村農地利用最適化推進委員の出席状況

no	氏名	主担当地区（行政区）	摘要
1	武田富彦	草野	
2	木幡良勝	伊丹沢	議案第2号2、3
3	長井 実	関 沢	
4	高野光雄	小 宮	
5	齊藤照夫	八木沢・芦原	議案第1号
6	菅野 智	宮 内	議案第2号1
7	佐藤隆男	飯樋町	
8	森永正男	前田・八和木	
9	林 吉安	白 石	議案第3、4号

(議事日程)

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名委員の指定
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 1 号  
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (1 件)
- 日程第 5 議案第 2 号  
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (3 件)
- 日程第 6 議案第 3 号  
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請  
について (1 件)
- 日程第 7 議案第 4 号  
農地法第 5 条第 1 項の許可条件の履行証明申請について  
(1 件)

## (会議の経過)

### ○開会

事務局長) 本日の委員の出欠の状況を報告した。

本日の議事は、農地法第3条第1項の規定による許可申請が1件、農地法第5条第1項の規定による許可申請が3件、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請が1件、農地法第5条第1項の許可条件の履行証明申請が1件です。

これから令和2年第1回飯館村農業委員会定例総会を開会します。

### ○会長あいさつ

会 長) みなさま、新年あけましておめでとうございます。

今年もよろしく願い申しあげます。

本日11時から村長と会議をしました。主な内容は、4月からの体制について話し合いました。村としては行政機構改革を考えており、円滑な農業振興をすすめるために、現在の復興対策課と農業委員会を併せたい旨の提案が出され意見を求められました。

私たちの任期は半分を経過しましたが、農地の基盤整備や農地中間管理事業の推進、新しく農業を始める方への支援に多くの労力を要するものと考えられますので、そのような期待に応えられるようにしていかなければならないと思います。

そうすると、農地の現場確認や営農調査などが数多くあるものと考えられます。そこで、(委員報酬とは別の)活動費の予算増額を要望しました。村側からは行政機構改革を含め前向きな答えをいただいていることを報告いたします。

本日の議案は4件です。慎重審議されますようお願いいたします。なお、会議終了後に国立環境研究所福島支部の第3回出前講座を予定しておりますので、最後までよろしくお願いいたします。

### ○総会成立宣言

会 長) 本日の定例総会出席委員7名で定足数に達しています。

よって、本日の定例総会は成立することを宣言します。

(議事進行 会長が議長となり会議を運営する)

### ○日程第1 諸般の報告

議 長) 本日の定例総会の議事日程及び議案は配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告を事務局に求めます。

事務局長) 諸般の報告として、令和元年12月27日から令和2年2月20日の経過並びに今後の予定を報告します。

○日程第2 会議録署名委員の指定

議長) 会議録署名委員の指定を行います。

会議規則第22条の規定により、

1番 鳴原新一委員、3番 原田直志委員を指名します。

○日程第3 会期の決定

議長) 会期の決定についてお諮りします。

本日の定例総会の会期は本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議長) 異議なしを認め、今回の定例総会の会期は本日1日限りに決定します。

○日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

それでは、概要説明を事務局に求めます。

事務局長) 議案第1号を(議案のとおり)説明します。

担当委員) 議案第1号について、担当の農地利用最適化推進委員・齊藤照夫が調査報告いたします。

1月5日、現地調査に向かったが道路工事により通行止めで進入できなかったため、1月16日に譲渡人に電話で申請内容を確認。譲受人には面談のうえ営農計画規模拡大計画を確認してきました。そのうえで、申請内容に相違ないことを報告いたします。

≪ 休 議 (午後1時40分から午後1時41分) ≫

議長) 議案第1号について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。  
議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決しました。

○日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 長) 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議題とします。

「1」は携帯電話基地局設置に伴う一時転用。

「2」「3」は飯舘村が基幹産業である農業を推進するため、村内の農業担い手を支援する対策に基づくものです。

よって、3つの議案は、それぞれに審議いたします。

それでは、「1」の概要説明を事務局に求めます。

事務局長) 議案第2号1を(議案のとおり)説明します。

担当委員) 議案第2号1について、担当の農地利用最適化推進委員・菅野智が調査報告いたします。

これは原発事故により着工が延期となっていました。2年前から宮内行政区が村に携帯電話不通話解消を求めてきたもので計画が進められる予定です。

設定人3名及び被設定人に連絡を取り現地調査や内容確認を行いました。

この計画には設定人及び地区としても同意をしております。また、被設定人の設置する電話会社はNTTドコモです。

申請農地には銀杏の木が植えられ手入れがされていました。なお、申請農地は周辺農地からは坂を上りますが平面です。

そのうえで、転用目的の携帯電話設置については問題ないものと思います。

◀ 休 議 (午後1時49分から午後1時51分) ▶

議 長) 議案第2号1について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)



議 長) 質疑を終了し、採決いたします。  
議案第2号1について、原案のとおり可決することにご異議  
ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第2号1は原案のとおり可決しました。

次に、「2」の概要説明を事務局に求めます。

事務局長) 議案第2号2を(議案のとおり)説明します。

担当委員) 議案第2号2について、担当の農地利用最適化推進委員・木幡良  
勝が調査報告いたします。

1月12日に設定人と面談をして内容を確認してきました。  
当人の営農計画については前回でも説明したとおりですが、村内  
での営農に意欲的です。現在の居住地は飯樋笠石住宅ですが地域  
に馴染もうとする姿勢から、行政区としても応援しています。  
この計画は村の農業補助金を活用して施設を整備するものである  
ことを報告いたします。

◀ 休 議 (午後1時58分から午後2時06分) ▶

議 長) 議案第2号2について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。  
議案第2号2について、原案のとおり可決することにご異議  
ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第2号2は原案のとおり可決しました。

次に、「3」の概要説明を事務局に求めます。

事務局長) 議案第2号3を(議案のとおり)説明します。

担当委員) 議案第2号3について、担当の農地利用最適化推進委員・木幡良

勝が調査報告いたします。

1月12日に設定人と面談をして内容を確認してきました。  
これは、議案第2号2と同様に営農に意欲のある担い手に村が支援するものです。

申請農地の「笹ノ沢14-1外2筆」は、自宅脇で既存の畜舎がありました。「笹ノ沢238外4筆」は河川の向かい側で変電所が近くにあります。施設整備により近隣への影響はないものと見てきました。

申請人は、従前から農業を営んでいることから、施設を整備して農業経営をすることに支障はないものと思います。

〈 休 議 （午後2時13分から午後2時14分） 〉

議 長) 議案第2号3について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。  
議案第2号3について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第2号3は原案のとおり可決しました。

○日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画  
(変更)申請について

議 長) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画  
(変更)申請について議題とします。

これは、平成30年8月20日付けで許可を受けて事業着手していましたが、諸々の事業により2回目の計画変更をするものです。  
それでは、概要説明を事務局に求めます。

事務局長) 議案第3号を(議案のとおり)説明します。

担当委員) 議案第3号について、担当の農地利用最適化推進委員・林吉安が調査報告いたします。

1月14日設定人と連絡を取り、今回の変更内容を確認しました。

そのなかで、一時転用後の現況復旧について相談を受けましたが、  
(農地としての復旧が基本。契約内容を確認して) 両者で相談する  
ように助言しました。

また、1月13日に風力柱を設置する現場を確認してきましたが、  
途中の村道は復旧工事中でした。

◀ 休 議 (午後2時20分から午後2時25分) ▶

議 長) 議案第3号について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。  
議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ありま  
せんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決しました。

○日程第7 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可条件の履行証  
明申請について

議 長) 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可条件の履行証  
明申請について議題とします。

これは、昭和61年5月12日付けで許可を受けて営業していた  
者が、今後の事業経営のために証明を要するものです。

それでは、概要説明を事務局に求めます。

事務局長) 議案第4号を(議案のとおり)説明します。

担当委員) 議案第4号について、担当の農地利用最適化推進委員・林吉安が  
調査報告いたします。

1月14日所有者に連絡。申請人を訪問して現場確認したところ、  
申請内容は相違ありませんでした。

ただ、所有者から(申請内容外ではありましたが)東側の三角形  
の土地の活用等について相談を受けてきました。

◀ 休 議 (午後2時30分から午後2時39分) ▶

議 長) 議案第4号について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。  
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決しました。

○閉会の宣告

議 長) 本日の議事は全て終了いたしました。  
これで令和2年第1回飯舘村農業委員会定例総会を終了します。  
ご苦労さまでした。

以上は、会議の経過を記録した内容に相違ないことを確認し署名する。

令和2年1月20日

飯舘村農業委員会	会 長	<u>菅野 裕一</u>
同	議事録署名委員 1番	<u>嶋原 新一</u>
同	議事録署名委員 3番	<u>原田 直志</u>